

## (三)

## 旧秩序の崩壊——十五世紀——

一四一〇年迄のプロイセン社会が、強固な財政的基盤をもち中央集権的権力を行使して、大騎士修道会支配の下で、古の大土地所有者が事实上抑えられ、ランデスヘル直属の小農民集落、小都市を軸として構成されたとすると、十五世紀はこれらの秩序が急激に動搖を経験したときであった。そしてその端

緒は一四一〇年、バルト海進出を狙うボーリンドに大敗を喫したことによつて五えられたの  
この年をキッかけにプロイセンは五ヶ所すべ  
ての事態が急速に変貌していった。十四世纪  
を通じて東ドイツの諸ランクトは皆ほん似かよ  
つた形成過程を経験してきたが、ランテスへ  
ルシャフトの独立と1136年笑ではプロイセン  
の右出したものはなかつた。しかしカリステ  
ンが述べて1136年、一四一〇年以後の七  
〇年間プロイセンではブランドンブルグや  
ポンメルンよりも事態は悪化した。<sup>②</sup>  
年、一四二二年、一四三一年にはボーリ  
ラント軍が侵入し、その向にフス派が北上し  
てダンケルヒまで進み、國中を大々と剣で荒ら  
しまわつた。こうした人的災害は加えて、  
一四〇五年、一四一六年、一四五〇年、一四  
一四〇五年、一四一六年、一四九四年、一四九〇五年、<sup>③</sup>一四  
九年、一四一九年、一四九〇五年、<sup>②</sup>一四  
九年の結果、一四一九年は騎士修道会に属し  
病が流行つたことを年代記作者は伝之<sup>③</sup>。一四  
一四三年フリードリッヒが廢棄されるとな

ての緒は一四一〇年、バルト海進出を狙うボーリ  
ンドに大敗を喫したことによつて五えられたの  
この年をキッかけにプロイセンは五ヶ所すべ  
ての事態が急速に変貌していった。十四世纪  
を通じて東ドイツの諸ランクトは皆ほん似かよ  
つた形成過程を経験してきたが、ランテスへ  
ルシャフトの独立と1136年笑ではプロイセン  
の右出したものはなかつた。しかしカリステ  
ンが述べて1136年、一四一〇年以後の七  
〇年間プロイセンではブランドンブルグや  
ポンメルンよりも事態は悪化した。<sup>②</sup>  
年、一四二二年、一四三一年にはボーリ  
ラント軍が侵入し、その向にフス派が北上し  
てダンケルヒまで進み、國中を大々と剣で荒ら  
しまわつた。こうした人的災害は加えて、  
一四〇五年、一四一六年、一四五〇年、一四  
一四〇五年、一四一六年、一四九四年、一四九〇五年、<sup>③</sup>一四  
九年の結果、一四一九年は騎士修道会に属し  
病が流行つたことを年代記作者は伝之<sup>③</sup>。一四  
一四三年フリードリッヒが廢棄されるとな

フ 113。④

このよう<sup>12</sup>事件を連ねてみると、

あなたがも十五世紀<sup>12</sup>における修道会支配の衰微<sup>12</sup>には、ブロイセン社会の混乱、農民層の没落と<sup>11</sup>た現象が、このよう<sup>12</sup>な一連の外的原因によ<sup>12</sup>て突如として起つたよう<sup>12</sup>な印象を与える。しかし事実は<sup>13</sup>ではあるが、かくして対応する内的原因<sup>11</sup>が<sup>12</sup>はじめて衰退の決定的な原因となるものである。それのみで何も説明したこと<sup>12</sup>はならぬ<sup>11</sup>。

それで<sup>12</sup>は前章で述べてきたよう<sup>12</sup>、ラントの上から下まで合理的な組織<sup>12</sup>で貫き、支配して走る十四世紀末迄の騎士修道会国家において、一体何が十五世紀の衰退の内的原因<sup>11</sup>だつたのであろうか。述説的な表現<sup>12</sup>ではあるが、このよう<sup>12</sup>な騎士修道会の不合理的な中央集権的組織<sup>12</sup>そのものが衰退の内的原因だつたのである。このことを理解するには、再びトイツ中世後期と<sup>12</sup>う時代ととのなか<sup>12</sup>におけるド

すでに融れたよろに、ドイツ騎士修道会は  
第五回十字軍の際に聖地で成立了。主として  
ドイツ人からなる騎士修道会で、この点で他  
の騎士修道会（テンブル、ヨハネ）と明確に  
区別される。<sup>⑥</sup> ドイツ騎士修道会の事実上の創  
始者ともいえども、彼は皇帝フリードリッヒ  
バルツアであるが、彼は皇帝フリードリッヒ  
二世と教皇との間で常に仲介的役割を果して  
いた。<sup>⑦</sup> フリードリッヒ一世、ハインリッヒ  
二世、フリードリッヒ二世と統くドイツ皇帝の  
地中海政策が古き東西皇帝権の統合を目指す  
遠大な野望によつて裏づけられ、諸皇帝によ  
るドイツ騎士修道会への地中海における散在  
所領の寄進がその前提となるべき性格のもの  
であつたことはすでにボン大学のフバーチュ  
教授の研究が明らかにしたところである。<sup>⑧</sup> 歴

代のドイツ皇帝がドイツ騎士修道会を持て保  
護し、多くの特權を与えたのは、このようない  
皇帝政策の不足とせんがためであつた。フリ

1ドリヒニ世が日を束ドイツに仰け、リミ  
 ニで黃金勅書を作成させたのも同じ動機によ  
 るものと言え。そのうえドイツ騎士修道会  
 は121マ教会のヒエラルヒーの序刊<sup>12</sup>立つ  
 て11た。権威卿・大司教・司教・司祭といふ  
 階層が當時ドイツ、フランス、イギリス<sup>12</sup>お  
 112121マ教会から独立した世俗勢力と化し  
 フフあつたことを見れば、教皇がこのような  
 ヒエラルヒーの序刊<sup>12</sup>立つ騎士修道会へし  
 カも教皇の提唱による十字軍におひて成立し  
 た)に特權を与える、自らの足場<sup>12</sup>しよろとし  
 たことは容易<sup>12</sup>理解出来る。ところでヘルマ  
 ン・フォン・ザルツアは極めて巧みな政治家  
 であつた。彼は皇帝と教皇との仲介者として  
 強國<sup>12</sup>ドイツ騎士修道会の地位を固めてい  
 た。前章で述べたよな<sup>12</sup>イセニにおける  
 強國<sup>12</sup>ドイツ騎士修道会国家の確立はこのよ  
 うな背景と東独植民と<sup>12</sup>よつて達成されたも  
 のである。

トドリヒニ世が日を束ドイツに仰け、リミ  
 ニで黃金勅書を作成させたのも同じ動機によ  
 るものと言え。そのうえドイツ騎士修道会  
 は121マ教会のヒエラルヒーの序刊<sup>12</sup>立つ  
 て11た。権威卿・大司教・司教・司祭といふ  
 階層が当時ドイツ、フランス、イギリス<sup>12</sup>お  
 112121マ教会から独立した世俗勢力と化し  
 フフあつたことを見れば、教皇がこのような  
 ヒエラルヒーの序刊<sup>12</sup>立つ騎士修道会へし  
 カも教皇の提唱による十字軍におひて成立し  
 た)に特權を与える、自らの足場<sup>12</sup>しよろとし  
 たことは容易<sup>12</sup>理解出来る。ところでヘルマ  
 ン・フォン・ザルツアは極めて巧みな政治家  
 であつた。彼は皇帝と教皇との仲介者として  
 強國<sup>12</sup>ドイツ騎士修道会の地位を固めてい  
 た。前章で述べたよな<sup>12</sup>イセニにおける  
 強國<sup>12</sup>ドイツ騎士修道会国家の確立はこのよ  
 うな背景と東独植民と<sup>12</sup>よつて達成されたも  
 のである。

修道会が植民を開始してまもなく頃、即ち

一二五〇年にはフリードリッヒニ世が死去した。これがますやーの弔鐘であるが、それ

は統くシュタウフェン王朝の没落<sup>12</sup>よつて修道会は背景の柱の一つを失ふた。しかしそれでだけではすまなかつた。もう一元<sup>9</sup>柱<sup>10</sup>を失

3 12 12 12 の教皇はアンジエ一家の助けを借りてシュタウフェン王朝を倒し、自らの勢力を

政治的ヘルシャフトにまで固めさせモチヤンスをつかんだが、その世界支配の期向は短か

く、尚もなく勃興しつつある諸國家の時代が始まつた。ドイツ諸王はその後もローマ皇帝と「う稱号<sup>11</sup>」はもつたが、他の国王よりも弱かつた。しかし皇帝と「う理念<sup>12</sup>」は急速に消えず、むろ皇帝権力イザートウムと「う理論<sup>13</sup>」がこのときになつて作られた程であるヘダルテ<sup>14</sup>。久皇帝は死んだが、皇帝理念は生きのびた<sup>15</sup>ヘハインペル<sup>①</sup>のである。そしてこのことがドイツの将来に決定的な刻印を押すことになつた。他の諸国はライヒとは遠く、ラ

イヒの伝統<sup>12</sup>をもつていたりで、その国家の建設<sup>12</sup>新しい理論的な根據を与えようとしたが出来た。(Great Reichen Finances) しかしドイツは開拓<sup>12</sup>あるナショナルな諸國家の時代に、自らのナショナルな存在をライヒとして、即ち自らの過去<sup>12</sup>よつて根據づけねばならなかつた。<sup>(12)</sup> ドイツ王権も実質的にはどちらどころのないものになつてしまふ。内部からも崩壊していつた。久国民国家の崩壊の前にイタベリウムが色々なように、ド

イヒ王権は領邦国家の成立<sup>12</sup>よつて崩壊した。  
*Staatengeellschaft* の成立と *Reichsverband* の解体とは統一的に理解するべき一つの現象の二側面なのである<sup>(11)</sup>。こうしてドイツの運命は将来にわたつて決定されたかにみえた。しかし一二〇〇年から一五〇〇年に至る時代にはまだ最終的な決定はなされなかつた。三十九か之れば、この頃のドイツにはまだ多くの可能がそれであるが、とりわけ後者によつて古川

ドイツ的生活は東部に移植されたためにこの  
のびた。東部の新しい領域にちい縛を逃れて  
11つた者は新しい自由をもつたハンドフェス  
テーウアクンデルを受け取った。しかし東独  
植民も植民である以上、常に古いものを伴  
つていた。久東へ伝わったザクセンシュピ  
ゲルの手書き本と共にシュピリグラーのシュタ  
ウフェンのライヒ觀、その歴史伝説も伝わ  
た。原始的文化の地に新しいものが生まれた  
。

がそれには古いもののがつりこいた。この時  
代の典型的な人間としてハインペルは、ティ  
ートリッヒ・フォン・ティーフェナウをあげ  
ていう。ティーフェナウは一二三え年にヒル  
デスハイムの司教の搾取を逃れ、プロイセ  
ンの修道会国家に赴いた。彼はアルトドイツ  
ケーラントにおいて新しいもの即ちランデス  
ヘルシャフトを逃れ、新しいラントにおける  
ちるもの、古い権利即ち彼の貴族としての自  
由を求め得たのである。こうして一二〇〇年

から一五〇〇年迄のドイツ中世後期と十三時  
代は古いものと新しいものとの *Amentshieden-*

*heit* の時代として特徴づけられるが、プロイ  
センにおけるドイツ騎士修道会国家はその特  
徴的な存在なのである。それは東部ドイツに  
おける新しく *Flächenstaat* の先駆的存在と見做  
すことも出来よう。形のうえからみれば、前  
章で述べた行政の合理的組織はそれを裏づけ  
てゐる。すてにハインリッヒ・フォン・トラ  
イデンケはこの国家の近代的性格を強調し

て「*113。* しかし他方、世俗化と国民国家指導の  
時代に十字軍理念を後まで保ち続けた騎士修  
道会の国家としてみれば、エーリッヒ・カス  
ペールによると、中世的・古典的な国家である  
ことをいいふ。」*113* かくれば、プロイセンのド

イツ騎士修道会国家はその新しさにおいても  
その古さにおいても、ドイツライヒ全体のア  
ナクロニズムを体現した存在なのである。*113* エ  
ルツバーゼンシステムがはじま  
るとワルターキーナストが説く一九八年と

11 3 年 12' アツコン 12 月 11 2 皇帝と教皇を二本の支柱とするドイツ騎士修道会が創設されたりう事實は、この修道会の宿命的将来を暗示してい。だから一四一〇年にバルト海への進出を狙う東ヨーロッパ国民國家の雄ボランドと9戦にプロイセンの修道会國家が敗れたといふことはヨーロッパ歴の一つの流れのしからしあるところでもあつた。プロイセンの国家だけをみれば、この戦とそれに続く災厄 12 よりてしまつたかに不足するが、物質的 12 どれ程強固な國家であるともその國家を支える理念が古く、この場合のようにシニタウフェン朝並びに教皇権と共に衰えしていった場合は、長くもちこたえなかつた。こうして一四一〇年から一五二五年 12 月 3 までのプロイセンでは、113113 など肩の人々の様々な恩恵があり乱れ、動乱の様を呈す。古の修道会の

テマヨーロップではなくかの强国の國家が崩壊してしまつたかに不足するが、物質的 12 どれ程強固な國家であるともその國家を支える理念が古く、この場合のようにシニタウフェン朝並びに教皇権と共に衰えしていった場合は、長くもちこたえなかつた。こうして一四一〇年から一五二五年 12 月 3 までのプロイセンでは、113113 など肩の人々の様々な恩恵があり乱れ、動乱の様を呈す。古の修道会の

うな仮面のもとに私利を肥そとするもの、ハルト海商

新しく国家の建設を夢みるもの、ハルト海商業は身を投じて國際的感覚に生むようとするもの

の、ころから人々の争いが十え世纪後半ものゝころから人々の争いが十え世纪後半のグリツヘルシヤフトの成立吸込まれてゆくまで統く。このグリツヘルシヤフトの成

立によつて騎士修道会國家、後のフライセン公国が政治的・経済的に細分化されることは、よつてフライセンの近世がはじまる。だから十五世纪はフォルストライターハ教役の113久

タンネンベルクの戦(一四一〇年)によつて修道会国家は大打撃を受けた。ラントは徹底的に荒らされ、破壊されなかつた動産は木

1ランドへ持ち去られた、と年代記作者は伝えてゐる。<sup>(15)</sup>この災害によつて惹起された混乱はまず修道会内部にあらわれた。若し修道会士の長老会工に対する反抗がもとであつた。

イツ騎士修道会はプロイセンに居をかまつてからはドイツ本国の子弟の養成所のような役割も果していた。古くからの修道会では身分も低く、前述の三原則を身をもつて生きていたとする修道会士としての心構えが出来て、が、本国から送られてくる貴族の子弟にはちいさな騎士修道会の理念はフレームとなるのが多く、又その交代も激しかった。<sup>(13)</sup>年代記作者はこれらの若し修道会士の反抗が敗戦の原因であるとすら述べてゐる。<sup>(14)</sup>しかし修道会士の

反抗だけでは一つの社会的勢力はなり得ない。<sup>(15)</sup>これら修道会内部の対立を背後で大きく支えていたのがプロイセンにおける都市と農村の騎士層であった。これは一四〇九年前後、修道会総長ハインリッヒ・フォン・プロウエンの政策に反対するタンケンヒュネとクルム地方の騎士層として現われていた。前者タンケンヒュネはプロイセンで最も豊かな都市であり、世界交易の入口を扼していたし、クルム地方はボーランドへの通路であつた。<sup>(16)</sup>十四

年記作者は、本國から送られてくる貴族の子弟にはちいさな騎士修道会の理念はフレームとなるのが多く、又その交代も激しかった。<sup>(13)</sup>年代記作者はこれらの若し修道会士の反抗が敗戦の原因であるとすら述べてゐる。<sup>(14)</sup>しかし修道会士の

TS 20×20

世紀末から十五世紀初頭にかけてプロイセンにおけ取引の70%以上がダンケツヒを通じて行われた。象徴的に言うならば、ダンケツヒ市はハンザ交易を通して利潤の薄得と「新」価値の為に古の十字軍理念に支えられた修道会の政策に反対し、同様にクルム地元が反抗したのもポンンドとアウテティスラウスニ世に率いられた世俗的国民国家との接触によるものであったと言えよう。

中世的外形をまとつた古の修道会國家の内部に新しく要素が招頭しつつあつたのである。そして産業主義ながら十五世紀になつて招頭したこれら的新しい要素がどのように展開してプロイセンの近世を作りあげてゆくか、その混乱のありさまがまさに十五世紀なのである。

具体的の言えばダンケツヒ市の反抗の原因はボンド税がラント税にからられたこと、修道会が一四〇五年、一四〇九年に外国人に自由貿易を許可した右のイングランド交易に

におけ取引の70%以上がダンケツヒを通じて行われた。象徴的に言うならば、ダンケツヒ市はハンザ交易を通して利潤の薄得と「新」価値の為に古の十字軍理念に支えられた修道会の政策に反対し、同様にクルム地元が反抗したのもポンンドとアウテティスラウスニ世に率いられた世俗的国民国家との接觸によるものであつたと言えよう。

中世的外形をまとつた古の修道会國家の内部に新しく要素が招頭しつつあつたのである。そして産業主義ながら十五世紀になつて招頭したこれら的新しい要素がどのように展開してプロイセンの近世を作りあげてゆくか、その混乱のありさまがまさに十五世紀なのである。

おりで仲介地としての役割が減少しつつあつた。

12 都市の合法的な交易が自ら行なつた交易の厚い底があつた。<sup>(2)</sup>

クルム地方の貴族層は古くからボーラー<sup>(2)</sup>と言えば、この地方の騎士は政治的動機も大きく作用していたと考へることは出来る。

しかし十五世紀の混乱期修道会国家の支配を握りくずして1170年頃には上記のダンケルヒヤルニヒスベルクの大都市と全土の統治をもつて1170年頃には上記のダ

ルム地方の特殊事情だけで説明することは出来ない。すてにこの地方では一三九七年にアーチボンツ<sup>(2)</sup>と1170年頃の騎士の地方的組織が出来上

は騎士の政治・経済的要求と修道会支配との衝突が地方的制約を越えてプロイセン全ラン<sup>(2)</sup>トにくり広げられねばならなかつた。この点を詳しく見る所12再びオステローデ

へ矣うう。この時代の戦争の遂行には傭兵は不可欠であつた。

ところがその序に多額の現金を必要としたので、修道会はすでに前世

紀末からベーテという形のシエトイアへの租税一を徴集したが、そのと並んで十五世紀初

頭のボランドとの戦の前後にはオステロイテの文書のうちにも、修道会直属所領・集落の拠主・壳却は肉するものが急速に増加して

くる。貝体的な数字をあげれば、十五世紀以前に成立したオステロイテにおける一二七ヶ

所の集落のうち、修道会からの担当・又は壳却の文書が残されて、<sup>(23)</sup> 113集落は四ニヶ所約三分の一にのぼつてゐる。勿論この一二七ヶ所

のすべてが修道会所領ではない。私領主の集落がかなりの部分を占めていたと推定され、壳却の対象となるものの比率はもつと高くなるだろう。

修道会の序に戰つた傭兵隊のリーダーヤド・イツ貴族は支払ひとしてこうした大所領を

得たが、ユニカー史に名を留める家柄はこの時以降基礎を置かれた。プロイセンの他の

地域をみると、フオントシユリベルナテフオントテフオントフオントフオントフオント

イデンブルグ城と一四ヶ村<sup>(24)</sup>、フオントシユリベルナテフオントフオントフオント

タウはアンガーブルグ城と一ヶ村<sup>(25)</sup>、フオントシユリベルナテフオントフオント

ン・クエルフルトはペツセンハイム帝と三ヶ村<sup>(26)</sup>、フオントシユリベルナテフオント

この時以降入れて二ヶ村<sup>(27)</sup>。

これがだけの集落がコウトウールの支配下を離れて騎士の手に入つたところは両者の力関係大きな変化が起つたことを意味し、このことは一四四〇年コウトウールが修道会総長<sup>(28)</sup>あてた年紙<sup>(29)</sup>如実<sup>(30)</sup>示されてゐる。

即ち前述の一四四〇年ノーフェ内に成立した集落へ、ゼリヒトのハンス・ヘーゼリヒト等が

反修道会運動を行ない、プロイセンブントヘ

シュテンデーに加わって、ノーフェと報告し、一四五五年の文書ではヨルゲ・シエレンドルフと

他の者が駿狗をオステロ、テ市へ送らず、  
エレ・ウスタウ・スツツブリ・ネンの駿狗もギ  
ルデンブルグ市へ送られ、<sup>113</sup> と、<sup>114</sup> コム  
トウルから税長への訴状がある。<sup>30</sup> シュテン  
デの指頭は修道会によつて与えられた市場で  
はなく、新しい市場を作り出すこと、<sup>12</sup> と  
經濟的に支えられて、<sup>115</sup> たと見られる。十四世  
紀はランデスヘル(修道会)——コムトウ  
ル——都市・グート保持者(騎士)・村長  
として直線的<sup>12</sup> 支配が行なわれ、<sup>116</sup> 左の<sup>12</sup> 表  
し、騎士や都市相互間に横の組織がシユテン  
デとしてまとまりはじめる。以後、<sup>12</sup> 11  
センの国政上の問題は十五世紀を通じて修道  
会・都市・騎士と、<sup>117</sup> 三者の三、四の問題を  
定めなければならなくなつた。その経過に  
なければならぬのは、このようす勢力關係  
の変遷によつて集落の秩序がどのよう<sup>12</sup> 变つ  
たのか、<sup>118</sup> と、<sup>119</sup> 考えあります。

他の者が駿狗をオステロ、テ市へ送らず、  
エレ・ウスタウ・スツツブリ・ネンの駿狗もギ  
ルデンブルグ市へ送られ、<sup>113</sup> と、<sup>114</sup> コム  
トウルから税長への訴状がある。<sup>30</sup> シュテン  
デの指頭は修道会によつて与えられた市場で  
はなく、新しい市場を作り出すこと、<sup>12</sup> と  
經濟的に支えられて、<sup>115</sup> たと見られる。十四世  
紀はランデスヘル(修道会)——コムトウ  
ル——都市・グート保持者(騎士)・村長  
として直線的<sup>12</sup> 支配が行なわれ、<sup>116</sup> 左の<sup>12</sup> 表  
し、騎士や都市相互間に横の組織がシユテン  
デとしてまとまりはじめる。以後、<sup>12</sup> 11  
センの国政上の問題は十五世紀を通じて修道  
会・都市・騎士と、<sup>117</sup> 三者の三、四の問題を  
定めなければならくなつた。その経過に  
なければならぬのは、このようす勢力關係  
の変遷によつて集落の秩序がどのよう<sup>12</sup> 变つ  
たのか、<sup>118</sup> と、<sup>119</sup> 考えあります。

ルの代行者であるコムトゥールの地位が相対的に弱まつた事に、当地における修道会を頂めたとす了は〔後序〕はくずれていつた。このことは十五世紀後半になると所領の売買文書が急速に増加してくることから推定出来る。所領の売買は際しては、本末タル<sup>レ</sup>法の規定によると修道会の認可を必要としなかつたが、その修道会自身が高・低級裁判権と共に私人に所領を売却し始めていたのである。当然私人相互の間でも売買が盛んになり、一五〇ヶ所の集落のうち部分的にせよ、売買文書が存在していなる。集落の元が少なり位である。ところで亮賣の対象が村又は集落全体である場合には肉題はないが、いやゆるマグデブルグ法によらず封や私人相互の亮賣の場合には集落の一部がその対象になることが多く<sup>(32)</sup>、このような場合、裁判権の所在が決定的な役割をもつた。いずれはせよ支配關係は極めて複雑な様相を呈することにある。例えば一四七七年に

こうしてオステローテ<sup>レ</sup>におけるランデスへ

の向とも亮賣が盛んになり、一五〇ヶ所の集落のうち部分的にせよ、亮賣文書が存在していなる。集落の元が少なり位である。ところで亮賣の対象が村又は集落全体である場合には肉題はないが、いやゆるマグデブルグ法によらず封や私人相互の亮賣の場合には集落の一部がその対象になことが多く<sup>(32)</sup>、このような場合、裁判権の所在が決定的な役割をもつた。いずれはせよ支配關係は極めて複雑な様相を呈することにある。例えば一四七七年に

ペーティフォン・ガノスホルンは一四五四年の戦におけ功により、リヒタイネン村の一〇フロエードレーブリツフ村の二フロ更に翌年にも五フロ<sup>2</sup>を加え、三ヶ村三十フロエのハンドフエステを獲得した。しかも高・低級裁判権其彼<sup>12</sup>居して<sup>13</sup>これらの三ヶ村は少なくとも二人以上の領主をもつことになつた。史料の存在形態の割約によりこれらのが落における支配關係の錯綜<sup>14</sup>により、このよろな例をもう少し見よう。マツツ・トインクは一四入八年にギュンターラン・グレーベンカラゼ・ワルド村の一部、ラウベンにおける持分、ファウレンの一部<sup>15</sup>、ラウベンにおけるタンネンベルクの一部を買取つた。<sup>16</sup>ところタンネンベルク村は一三八〇年に成立した村で、一四八二年にペシユケ・フオング・タウアゼーとヨルゲ・フオング・グレーベンがハンドフェステの更新を受けてりよ。これ

(187)

の内容に入ることはいまのところ出来ないが、このよろな例をもう少し見よう。マツツ・トインクは一四入八年にギュンターラン・グレーベンカラゼ・ワルド村の一部、ラウベンにおける持分、ファウレンの一部<sup>15</sup>、ラウベンにおけるタンネンベルクの一部を買取つた。<sup>16</sup>ところタンネンベルク村は一三八〇年に成立した村で、一四八二年にペシユケ・フオング・タウアゼーとヨルゲ・フオング・グレーベンがハンドフェステの更新を受けてりよ。これ

によると当村は入ーフーイフエアリ、両名が高級裁判権保持者となるべし。この両者の間で支配關係がどう終み合つていたかは知る由もなし。一四八三年の文書によるとアルフレヒト・キヨルガハシュケ(同村の一〇フーフエ)を父・代リニカルデイ・ネン村の一五フーフエを得たことう記録がある。ところす子と一四八二年時に前記二名以外にキコルも一〇フーフエを持つことじくな。しかしかもパシユケ等が裁判権を握つていたのだ。

カラキコルは裁判権を持たない單なるグルントヘルであるたここになろう。必ずしもせよフインク家がタンネンベルクに土地をもつ以前からこの村は複数の小規模な領主がいたことは明らかである。他の三ヶ村はつともほほ同様の傾向がみられる。<sup>(35)</sup>

次章で詳しく見るようには十え世紀になるとオステローデの多くの集落にみられるが、一体このような複雑な支配關係はいつ頃形成されたのであるか。所領の

売買文書が激増するのは十五世紀の後半である。文書の存在がそのまま売買の存在を結論するわけではなく。しかし十四世紀の文書のうちで所領の分割売買に関するものはオステローデ全域で一通しかなく<sup>(36)</sup>。他の他はすべて所領建設文書だが、それを見ると受領者が複数だからと云つてこの頃の支配關係が十五世紀迄続<sup>(37)</sup>。1340年代には<sup>(38)</sup>十四世紀の受領

者が複数である場合、もへブ<sup>(39)</sup>12ケセン泉落の場合が多<sup>(40)</sup>。彼等は常に全集落に対して同じ権利をもつ者として現われている。一方で、エ<sup>(41)</sup>を誰々が持つと云う表現は全くみられない。例外的にライプ<sup>(42)</sup>村ではドルフヘルとしてヨドウ<sup>(43)</sup>1テコワリ<sup>(44)</sup>1テの二名が三四フ<sup>(45)</sup>1フ<sup>(46)</sup>エ<sup>(47)</sup>を折半している。しかしこの場合にも十五世紀前半に修道会が半分を買上げ、十六世紀前半の文書では残りの三四フ<sup>(48)</sup>1フ<sup>(49)</sup>エ<sup>(50)</sup>を貴族として四名が分割所有している。

從つて十六世紀における分割所有と十四世紀の複数の後領者の間は直接的なつながりは認められぬ。分割売買の原因に因して推定出来ることは、十五世紀前半までして認められるより私的所有者の多く村や集落が入った場合、特にこの頃のような激しい社会的変動期は全体をもちこたえことが出来ずになつた割合が高くなることからしていふのである。そのうえ修道会所属の所領である場合、相続による細分化といふ現象は起つた場合、相続による細分化といふ現象は起つた。

リ之す、又修道会をレ・エンヌヘルとする集落の相続際でも、修道会が強力である限りおいて相続による細分化は禁じていたから十四世紀このよくな事態が起る可能性は全くなかつた、と言つてよいだろ。しかし一四一〇年を契機として理念的にも行政・經濟的も破綻を来していた修道会は直属所領を大量に支配の浸透力を弱め、且つそれが件々でラントの現象を阻止することができなかつた。いざ

所所有が現われはじめたと言つてよい。分割所有は当然集落のあり程度以上の生産力の向上を前提としている。十四世紀はまだ建設期であり、そこでそのような前提を欠いていたと言わねばならぬ。社会も安定性をもつていた。十五世紀にはそのような条件が一変してしまつたのである。

中世より、上述のライプ村の場合も十四世紀には村の半分をヨドウ1テ一人が所有して者になつてゐる。二五八五〇。その向の時代には文書成二、五、八、五〇。その向の時代には文書成残工れども角十五世紀の後半にはつきりしたことはないが、とくに角十五世紀の後半に所領の分割充賀が行なわれよろしくなつたことはほぼ確実であろう。オステローデにおける他の集落でも同様な理由から十五世紀後半に分割

もなり果てもないフローティングの激増と、かつてはま  
る橋を併せもフ貴族所領の激増と、かくてはま  
こまでた秩序のもとで生活して、た集落の所  
有権上の細分化とて五つた。ところでこのよ  
うな事態の進行は村落生活のうえにどのような  
影響を及ぼしたのだろうか。前章末尾の表  
現をくり返せば、このような事態の変化によ  
つてハンドフェーステの実質的な内容はどのよ  
うに変つたのか、この点が最後に追ふされな  
ければならぬ。しかし、カーステンが十五  
ステロードに残された「予文書」は十五世紀  
に農民の地位が急速に弱化したこと直接に  
示しているものはない。ところどおり、十  
入れば次章で述べよう農村デマインテの  
抗議状が多數発見されたが、十五世紀に  
てはこのような事情なのでフロイセンの他領  
域における状態と併せて推論する以上、方法  
がなり。まず歴史的の二傾向そのものよりも、

もなり果てもないフローティングの激増と、かくてはま  
る橋を併せもフ貴族所領の激増と、かくてはま  
こまでた秩序のもとで生活して、た集落の所  
有権上の細分化とて五つた。ところでこのよ  
うな事態の進行は村落生活のうえにどのような  
影響を及ぼしたのだろうか。前章末尾の表  
現をくり返せば、このような事態の変化によ  
つてハンドフェーステの実質的な内容はどのよ  
うに変つたのか、この点が最後に追ふされな  
ければならぬ。しかし、カーステンが十五  
ステロードに残された「予文書」は十五世紀  
に農民の地位が急速に弱化したこと直接に  
示しているものはない。ところどおり、十  
入れば次章で述べよう農村デマインテの  
抗議状が多數発見されたが、十五世紀に  
てはこのような事情なのでフロイセンの他領  
域における状態と併せて推論する以上、方法  
がなり。まず歴史的の二傾向そのものよりも、

これより傾向を生み出した一般的の情勢が村落生活<sup>12</sup>及ぼした影響<sup>13</sup>について觀察しよう。

プロイセン全土を対象とした法令をみると、一四一二年の村ボランド戦直後に貴族の要本として逃亡農民やコツタ<sup>14</sup>を領主の許可なく都<sup>15</sup>に入れてはならぬ<sup>16</sup>といふ法令が出された。公確定した居所をもたぬ者のすべては收穫時は都市から追放されねばならぬが<sup>17</sup>いたのである。この規定は一四一九年、一四二〇年にも出された<sup>18</sup>「逃亡農民」

が存在し<sup>19</sup>いたことは明らかである。  
しかしボーランド戦の直後に作成された被侵害台帳<sup>20</sup>をみるとオステローテ全体で集落平均三〇〇マルクの損害を受け、多くの集落はホーフヤ穀物焼失の記録がある<sup>21</sup>。その他の十五世紀<sup>12</sup>は疫病の流行があり農業<sup>22</sup>が<sup>13</sup>の激増がそのすさまじさを物語る<sup>23</sup>。<sup>24</sup>  
オステローテでも集落平均一〇フーフェ<sup>25</sup>をすれば、十五世紀前半<sup>12</sup>における農民の逃亡

のほこんどがこうなつた戦争や疫病が原因と  
の集落全体をみても十五世纪に領主直管地へ  
のBanque) の存在が確認出来るのはガノスナル  
ンとワーリツツの二集落のみであるから、ま  
だこの段階では農民からのが強制的工地没収へ  
レンブルグはオステローデのみならず、メク  
リズムラ12東ドイツ全体12あとはまだ事実とな  
てゐる。むしろ社会的変動としての農村人口  
の減少が一部の農民に有利作用して113面  
もうかる。メクレンブルグも同様の結果が  
銀基準が定められ113のはその例となりよ  
う・農村領主は農民受け入れの厚、幾つて復銀  
をフリ上げた。さてこの農民の逃亡113によ

のほこんどがこうなつた戦争や疫病が原因と  
の集落全体をみても十五世纪に領主直管地へ  
のBanque) の存在が確認出来るのはガノスナル  
ンとワーリツツの二集落のみであるから、ま  
だこの段階では農民からのが強制的工地没収へ  
レンブルグはオステローデのみならず、メク  
リズムラ12東ドイツ全体12あとはまだ事実とな  
てゐる。むしろ社会的変動としての農村人口  
の減少が一部の農民に有利作用して113面  
もうかる。メクレンブルグも同様の結果が  
銀基準が定められ113のはその例となりよ  
う・農村領主は農民受け入れの厚、幾つて復銀  
をフリ上げた。さてこの農民の逃亡113によ

現象は旧秩序の崩壊と新しい秩序の未成立の厚に生じた混乱の結果である。農民層が体制的に收奪された状態が確立した。( うことではな )<sup>( 44 )</sup> 十五世纪の東ドイツ全境とても同様のことが言える。

農民の生活とこれより基本的な問題は上記の一傾向が暗示していこう。蘭デスヘルン法的・理念的も裏腹な教權支配である騎士修道会は農村領主(貴族)とは財政的・

( 203 )

その存立の基盤は古くから農民にあつた。しかし十五世纪の経過のうち今まで見てきたように多くの所領へ騎士修道会直属のものは高級裁判権と共に貴族に与えられた。ランデスヘル直属の所領が貴族所領となると、ますますヘル直属の所領が貴族所領となると、ますフーフ<sup>2</sup>毎の貢納が修道会から免なわれ更に多くの場合裁判收入も失なわれた。貴族所領の義務として残されたものはせりせり軍役と十分の一役だけであった。こうしてラ

さればカリ<sup>ア</sup>はなし。農村領主はそのうえ賦役請求権など修道会が持つた公權<sup>(4)</sup>、更に各集落内のビル製造販売所をも年入めた。市修道会はもはや農村貴族と複的の關係<sup>(5)</sup>になつた。このよう多くの特權を失つてしまはず騎ヘルシヤフトとしての資格を失つてしまふ。この経過は政治的にはシエテント集会<sup>(6)</sup>における農村貴族勢力の反側的優位<sup>(7)</sup>である。これが、それがたたこてはプロイセン<sup>(8)</sup>ではまだもつた都市の衰退が終んで<sup>(9)</sup>、それがたたこてはプロイセン<sup>(10)</sup>まである。

11。十四世紀末以来オランダ商人がプロイセンの港を訪れて、方が、修道会が外国商人の出入り貨大であつたために外國商人はプロイセンの港から奥深く侵入して織物を充り、穀物を直接に買付けた。一ニ入八年の対英条約。イギリス商人は、かなり商品をもどこでも売却出来ず。オランダ・イギリス商人の進出により、衰退の道を辿る。

役請求権など修道会が持つた公權<sup>(4)</sup>、更に各集落内のビル製造販売所をも年入めた。市修道会はもはや農村貴族と複的の關係<sup>(5)</sup>になつた。このよう多くの特權を失つてしまはず騎ヘルシヤフトとしての資格を失つてしまふ。この経過は政治的にはシエテント集会<sup>(6)</sup>における農村貴族勢力の反側的優位<sup>(7)</sup>である。これが、それがたたこてはプロイセン<sup>(8)</sup>ではまだもつた都市の衰退が終んで<sup>(9)</sup>、それがたたこてはプロイセン<sup>(10)</sup>まである。

TS 20×20

12  
ラント戦の後、12トルンの和約により、シエナの勢力の均衡  
が破れた。一方、12スヘルクのみであります。シエナは  
大都市はテニヒスヘルクの手にあります。テノンティノイセントラルは、  
テンデ集会の決議は農村貴族の独立せられました。  
に至った。しかしもすでに述べたように修道会が  
自体末端のコムトウルが在地化する現象が  
全ラントにみらわ(46)、コムトウルが同時に  
領主化していったため修道会と農村貴族との  
向は負的な差異は消滅しつつあります。十五  
世紀末には單に *primum inter pares* にすこなくなっています。  
て11たのである。こうして十五世纪の経過の  
うち、ランデスヘルシャフトの負的な差異が  
起つたが、それは中小農民12と共にその存立  
の基盤が大きく変りつつありますことを意味して  
いた。十六世纪初頭迄修道会はその外形を保  
けています。農民は今やヘルシャフト  
か、その教権的支配とは全く違つたものとなり  
ていたのである。農民は今やヘルシャフト

・1 ラント戦の後、12トルンの和約により、シエナの勢力の均衡  
が破れた。一方、12スヘルクの手にあります。テノンティノイセントラルは、  
テンデ集会の決議は農村貴族の独立せられました。  
に至つた。しかしもすでに述べたように修道会が  
自体末端のコムトウルが在地化する現象が  
全ラントにみらわ(46)、コムトウルが同時に  
領主化していったため修道会と農村貴族との  
向は負的な差異は消滅しつつあります。十五  
世紀末には單に *primum inter pares* にすこなくなくなっています。  
て11たのである。こうして十五世纪の経過の  
うち、ランデスヘルシャフトの負的な差異が  
起つたが、それは中小農民12と共にその存立  
の基盤が大きく変りつつありますことを意味して  
いた。十六世纪初頭迄修道会はその外形を保  
けています。農民は今やヘルシャフト  
か、その教権的支配とは全く違つたものものとなり  
ていたのである。農民は今やヘルシャフト

他の勢力と抗し得るゲマインテを強化すべ  
き局面に達していた。

しかし本章の前半ですでに述べたように、  
ちよどこの頃から集落がかつてのまゝあり  
を矢張り分割され傾向がみられはじめで  
いたのである。勿論この集落の分散所有化と  
わけではない。十五世紀にはまだその数は比  
較的少ない。しかしこの傾向は十六世紀に入  
ると別なる面を迎える。分散された各集落の部  
分があつぐリツヘルの下に統合集中されると  
より傾向が顯著になり、それがグリツヘルシ  
カフトの形成を意味していふのがだから注  
目に値する現象なのである。そこで最後に非  
常に困難な作業ではあるが、このよう分解後分割  
充實された場合の農村生活への影響  
飼育は触れであろう。ここでは充實の意味の  
変化が重要な問題である。

所有權の充実とそこから生ずる地代の充実と  
十五世紀中葉に至る迄、表現としては工地

は同じ意味である。地代を年に入れた者が  
ブルントヘルナのである。マイバウム一  
九九年の典型的な文書の例をあげる。今  
は

H. Guntzker verkauft an einen Bürger für einen Kaufpreis von  
30 M. einen jährlichen Zins von 3 M. aus einem „erste“ (=Bauern-  
stelle) mit einer halben Hufe in Guntzker mit Gericht und Di-  
enst und dem Recht zu pfänden.“ ⇒ たしかにこの文

書 125112ブルントヘルナの農民保有地  
固有権利のすべてを売却してしまった。しかし  
それが12も拘らす次のようでは1100000  
1100000

« ich verkaufe die halbe Hufe mit 3 M. jährlichen Einkünften  
und allen sonstigen Rechten. » ( 125112 1100000  
)

保有地の売却価格は年貢額の賃積り12より  
2計算され。すな 10% の賃率によつていた

1100000の頃12は地代と共に売却されたもの  
判権とDienstの実際上の価値は極めて少なか  
つたから、売却価格のなが12は7モリを理工

れなかつた。だからこのようない形で分割売買  
が行なわれても、それは村落共同体構成員が  
別々のブルントヘルに賣租を納めるとこだ

本的<sup>な</sup>遠<sup>い</sup>はなか<sup>た</sup>だろ<sup>う</sup>。 ( カレ<sup>十五世</sup>  
 紀の後半以後<sup>の</sup>の<sup>ま</sup>住<sup>み</sup>が更<sup>り</sup>、地代<sup>の</sup>なか<sup>に</sup>  
 裁判權<sup>、</sup>Plen<sup>ト</sup>。其有地使用權<sup>など</sup>が大き<sup>く</sup>混  
 入<sup>す</sup>る結果<sup>、</sup>實質的<sup>は</sup>は土地<sup>の</sup>売却価格<sup>と</sup>相  
 对的<sup>な</sup>高<sup>ま</sup>り、入<sup>り</sup>90<sup>12</sup>賣<sup>つ</sup>2<sup>く</sup>3<sup>。</sup>当然<sup>な</sup>売却  
 文書<sup>の</sup>形式<sup>も</sup>更<sup>り</sup>ア<sup>フ</sup> Bauernstellen mit 30 M. Jahren.  
 Kauf <sup>für</sup> einen Preis von 500 M. ... > 2<sup>（</sup>1<sup>）</sup>型<sup>ひな</sup>  
 2. 貸<sup>は</sup>借<sup>き</sup>地<sup>代</sup>ば<sup>か</sup>リ<sup>ア</sup>なく土地<sup>そのもの</sup>に重

矣<sup>が</sup>稿<sup>こ</sup>2<sup>く</sup>3<sup>。</sup>オステロ<sup>ー</sup>テの多く<sup>の</sup>文書<sup>を</sup>  
 2<sup>（</sup>2<sup>）</sup>からかよ<sup>3</sup>12久<sup>く</sup> Verkauf<sup>xx</sup> Hufe mit Gn. und Kl.  
 Gerichtsbarkeit<sup>と</sup>俗級裁判權<sup>・</sup>市級裁判權<sup>が附着</sup>  
 し<sup>。</sup>更<sup>12</sup>賦役<sup>の</sup>請<sup>け</sup>本<sup>が</sup>實際<sup>12</sup>行<sup>は</sup>なわれよ<sup>う</sup>  
 にな<sup>ふ</sup>と、全く異な<sup>つ</sup>た事態<sup>12</sup>なる。しかも  
 こ<sup>の</sup>よ<sup>う</sup>万形<sup>の</sup>分割<sup>を</sup>買<sup>12</sup>よ<sup>つ</sup>2<sup>（</sup>2<sup>）</sup>集落<sup>12</sup>複數<sup>の</sup>  
 のヘル<sup>が</sup>生<sup>ず</sup>よ<sup>う</sup>12な<sup>よ</sup>と、集落<sup>が</sup>本末<sup>独</sup>  
 自<sup>に</sup>も<sup>、</sup>2<sup>（</sup>1<sup>）</sup>た秩序<sup>は</sup>これ<sup>複數</sup>のヘル<sup>の</sup>各<sup>々</sup>  
 の要求<sup>す</sup>秩序<sup>に</sup>分解<sup>しな</sup>ければなら<sup>なく</sup>  
 な<sup>よ</sup>。この場合<sup>、</sup>村落<sup>共同体</sup>が西南ドイツ<sup>12</sup>

おけ子ように強力で久裁判領主・土地領主、  
体模領主を auspielen し得るヘマフクス。ウ

エーハー) デ状態ハあれば事態は遠ツてリた。  
アアラガ、東ドイツでは修道会の衰退後は  
これラ様之の領主権が一人の人格<sup>12</sup>集中して  
左から村落の自己主張ばかり困難<sup>12</sup>であ  
た。そラ又改革<sup>12</sup>で詳述すよう<sup>12</sup>、このよ  
うにレ<sup>12</sup>分割売買が進行した村落がカツ  
グート<sup>12</sup>である場合、即ち西ドイツに由来す<sup>12</sup>  
村落共同体組織を知ラズ、強力なドイツ騎士

### 修道会支配の下で旧プロイセン村落の秩序を

温存して有るが、う有続してブケたプロイセン村落  
である場合抵抗の力はほろかに弱かつた。事  
実十四世紀にグートと分類されたプロイセン  
集落のうち、十五世纪<sup>12</sup>は、いや<sup>12</sup>人々ルム  
法村落<sup>12</sup>となつてドルフに分類しなければなら  
うなるも、それが生じてくつか、その場合<sup>12</sup>は次章  
で述べるよ<sup>12</sup>に経過はかなり異なる。勿論か  
つてのグートだけではなく、ドルフも面貌を余  
儀なくされたりた。十五世纪初頭からくり返

さへは戦乱との他の原因で各集落に農民フ<sup>2</sup>が続出したが、そのフ<sup>1</sup>フ<sup>2</sup>は居住してから入るべき収入をデスインテの農民のヘルが  
11た農民が逃亡した場合、その農民のヘルが  
12転嫁出来たがどうかが最後の問題なれば。  
そのような場合12は農民の負担が増大すれば  
カリカヘルとヘルとの争い11にまで發展してた  
ムトドルフ12お11て農業フ<sup>1</sup>記録アミズ限リ。  
き收入が他の農民12転嫁トヘルフ<sup>2</sup>から入るべ  
113例はみう

れな11。コムトウル通居のムトドルフ12  
お112は農業フ<sup>1</sup>ヘル故を差し引11たフ<sup>1</sup>  
エ12貢納が課され113。(しかし十五世纪後  
半に一集落に複数のヘルが出現した場合、特  
12私領主の集落にお112このような政策がと  
り得たとは考えられる。)強制的12他の農民  
12転嫁されたか、領主が自ら労働力を調達し  
て自己経営を行なうかの11ずれかであるたゞ  
あ3う。そしてこの場合12の中に3通營地の

フ<sup>2</sup>が続出したが、そのフ<sup>1</sup>フ<sup>2</sup>は居住してから入るべき収入をデスインテの他の構成員  
11た農民が逃亡した場合、その農民のヘルが  
12転嫁出来たがどうかが最後の問題なれば。  
そのような場合12は農民の負担が増大すれば  
カリカヘルとヘルとの争い11にまで發展してた  
ムトドルフ12お11て農業フ<sup>1</sup>記録アミズ限リ。  
き收入が他の農民12転嫁トヘルフ<sup>2</sup>から入るべ  
113例はみう

ばならぬ。向題である。ここでは騎士修道会の衰退と其に十四世紀の秩序が失われ、農

民はその共同体を強化・自律化し得なかつた限り<sup>12</sup>、指頭<sup>12</sup>した農村貴族の支配<sup>12</sup>個別的<sup>12</sup>服装<sup>12</sup>を得なくなつたこと、そしてその支配<sup>12</sup>は貴族の海外との貿易<sup>12</sup>経て<sup>12</sup>たもので<sup>12</sup>以上隣限なく榨取的<sup>12</sup>な性格<sup>12</sup>を帯び<sup>12</sup>いたこと、しかしそれにも拘らず十五世紀<sup>12</sup>は修道会<sup>12</sup>まだ存続<sup>12</sup>してゐた。

### 7. 農村貴族の支配体制も確立したわけ

ながら、あらゆる価値が自己主張<sup>12</sup>をつづけつつもまだ決定<sup>12</sup>をみない状態<sup>12</sup>であつたことと、Clientelitent<sup>12</sup>などを指摘<sup>12</sup>しておけばよ<sup>12</sup>いだろ。

久中世的<sup>12</sup>社会は崩壊<sup>12</sup>しきやた。<sup>12</sup>そのなかには、もはや自然的<sup>12</sup>の社会組織があたえて、<sup>12</sup>た固定性と比較的<sup>12</sup>な安定性も破壊<sup>12</sup>された。<sup>12</sup>また資本主義の発達<sup>12</sup>とともに、社会のすべての階級<sup>12</sup>が動きはじめた。經濟的<sup>12</sup>秩序のなかには、もはや自然

定した場所は存在しなくなつた。個人的  
な行為が、12世紀から13世紀にかけて  
は、傳統的な地位の安定化が努力  
され、13世紀には、これがこの発達のモード  
として、都市の食料や労働者と、それらの階級  
の中の階級と、2世紀もまた經濟的  
な人間的な圧力が増大することであつた。こ  
れらの階級は、常に新しく登場する  
達す子弟の中後期になると時代は、二十九  
の本筋の Entscheidungslosigkeit の時代であつた  
といふよう。

① リタウエンは、13世紀後半キリスト教  
改宗し、ボーランダーベンタルユニオ  
ンを結ぶ。強大な國家を形成していた。

12世紀から13世紀にかけては、傳統的な地位の安定化が努力され、13世紀には、これがこの発達のモードとして、都市の食料や労働者と、それらの階級の中の階級と、2世紀もまた經濟的  
な人間的な圧力が増大することであつた。こ  
れらの階級は、常に新しく登場する  
達す子弟の中後期になると時代は、二十九  
の本筋の Entscheidungslosigkeit の時代であつた  
といふよう。

( 223 )

ter Konrad von Eichstätt 1441 - 1489. Göttingen 1953.

( 222 )

( 2 )  
Carsten. op. cit. p. 106.

( 3 ) Carsten. op. cit. p. 103. Not. I., W. Abel. Die Wün-

stungen des ausgehenden Mittelalters. 1903. pp. 72 ff.

pp. 162.

( 4 ) Töpper, Max. S. 114 f. = 163. Wächter, H.H. Ost-

preußische Domänenverwaltung im 16. und 17. Jahrhundert

1958. S. 15.

( 5 ) Albert Klein & M. 1958. S. 114 ff.

( 6 ) Tempore quo Acum obessa est as exercitii christiano

et auxiliis divino de infidelium manus liberata, quin  
dam virile civitatis Bremensis et histerie gelum. Si' hater-  
nis in missione operibus exercendis, hospitale gaudiam  
et uel manu sua cocta vocatur, in exercitu felici omnia con-  
siderant, et in cimiterio ranta. Noster inter mortem, super  
quem sedet exercitus, est plurimum in quo plures diuersique  
infirmas colligentes singulis humanitatis officia plena impo-  
nentur animi paupertate, idem hospitale magne demissis di-  
ligencia procuranter, donec ad adventum Friderici illustris et  
uicis Swene filii Friderici Romanorum imperatoris - - - - -

( 225 ) Perlbach, Max. *Die Statuten des Deutschen Ordens* S. 159 f. u.

Habach, W. *Anmerkungen zur Geschichte des Deutschen Ordens*.

55.26 - 31.

( 226 ) ② Heinzel, Hermann: *Hermann von Salza. Gründer eines*

*Staates. Der Mensch in seines Zeugmenteum*. Göttingen 1958. S. 87.

Casper, Erich.: *Hermann von Salza und die Gründung des*

*deutschen Ordensstaats in Preußen*. Tübingen 1937.

( 227 ) Habach, W.: *Das Deutsche Reich und die Reichskultur-  
schaft über Europa*. Göttingen 1955.

③ Heinzel, H. *Deutschland im späten Mittelalter*.

Handbuch der Deutschen Geschichte. Bd. I. V. Abschnitt. hrsg.  
v. A. D. Meyer. Konstanz, 1950. Nr. 1 bis 41. Nr. 42 ist  
Nr. 1 der 2. Auflage. Allgemeiner Charakter der  
Zeit vor 1871. Baethgen, F., *Europa im Spätmittel-  
alter. Grundzüge seiner politischen Entwicklung*. Berlin  
1951. Damorecht, K., *Zum Verständnis der sozialen  
und wirtschaftlichen Entwicklung im Deutschland vom 10.*

*bis zum 18. Jahrhundert*. Zeitschrift für sozial- und wirt-  
schaftsgeschichte. Bd. 7. Leipzig 1893.

( 228 ) ④ Heinzel, H. *Das Werk des deutschen Frühmittelalters*. S. 129.

(1) Kienast, Walter. 'Die Anfänge des europäischen Staaten-  
systems im späteren Mittelalter.' H.2. Bd. 153. 1936.

(2) Heimpel, Das Werk. - . S. 126.

(3) Kienast. a.a.O. 5.

(4) Försterleiter, Kurt.: Vom Ordnungstaat zum Fürstentum.  
Geistige und politische Handlungen im Deutschen Staats-  
at Preußen unter dem Hochmeister Friedrich und Albrecht.

1928-1525) Lützingen 1568. S. 12.

(5) Adel der Köring tätigt sein Schaden dem Lande, der will  
wend her grossen Reib hiztribus us dem Lande an statth.

Pferdin' rik und allherlei ander gut, das man tegelich  
wegfuhre ubb die Kogen, in de' Mauer, den Dittmar und Ku.  
sein, wend as grang gut noman ob den thun an viel guten ge-  
nethe, keile ob Künzlin an sieben Jersse an Leiblin und  
allher' ding, was si olo fundin. Gsch. v. Paetze. Scriptores  
serum Prussianum. II. 321 Weie, Frick. Das Widerstand-  
recht im Ordensstaate Preußen und das mittelalterliche Cura-

(6) a. Göttingen 1955. S. 66. Ann. 1)  
S. 157 in S. 158 10 " 12 " 14 " 15 " 16 " 17 " 18 " 19 " 20 " 21 "

Rotwurm (1382-1390) S. 158 1 " 16 " 17 " 18 " 19 " 20 " 21 "

- I V O E F T - I - I T M P I I T R S N J 3 - 1  
 T 9 I<sup>12</sup> F<sup>12</sup> B<sup>9</sup> T<sup>12</sup> F<sup>12</sup> M<sup>12</sup> I<sup>12</sup> I<sup>12</sup> R<sup>12</sup> M<sup>12</sup>  
 F<sup>12</sup> N<sup>12</sup> F<sup>12</sup> F<sup>12</sup> I<sup>12</sup> N<sup>12</sup> T<sup>12</sup> M<sup>12</sup> R<sup>12</sup> I<sup>12</sup> R<sup>12</sup> M<sup>12</sup>  
 V<sup>12</sup> N<sup>12</sup> I<sup>12</sup> F<sup>12</sup> F<sup>12</sup> T<sup>12</sup> M<sup>12</sup> N<sup>12</sup> I<sup>12</sup> R<sup>12</sup> I<sup>12</sup> N<sup>12</sup> I<sup>12</sup>  
 G<sup>12</sup> N<sup>12</sup> I<sup>12</sup> N<sup>12</sup> T<sup>12</sup> M<sup>12</sup> N<sup>12</sup> I<sup>12</sup> C<sup>12</sup> G<sup>12</sup>
- clerg, Harro. : Der deutsche Orden in Polen bis zur  
 nach- litauischen Union. Die Amtsgest des Hochmeisters  
 Konrad von Rumohr. (1382-1390). Kosmos / 1958.
- (17) tent Haag, Rudolf. : Deutshordensstaat und Deutschordens-  
 ralleien. Untersuchungen über Rechts- und Sozialgeschichte

- der Deutschordensprovinzen im Deutschland vom 13. bis zum  
 16. Jahrhundert. 2. aufg. Güttlingen 1956. T 12 - M 12
- (18) persönliche Rechtsprechung der T 12 .  
 (19) Simolin Leiden seines eine diese Vereinigung unterhielt, die  
 etliche gekrönte mit dem meiste erin willin woldin hafkin.  
 und der electioin gekrönter raths, die in gern hettin geven  
 cum dem herten nicht woldin vigin, etwom als ungelucktes  
 end schade dem hende cum Preysin alis meist. ist ent-
- standen. (Prüfge. Ser. se. Prus. D. 319. Wiss. a.a.O. 5.67)
- Ann. 2.)

(23) *Carsten*, op. cit. p. 127.

(24) *Weis. a.a.O.*, S. 71.

(25) *Weis. a.a.O.*, S. 206.

(26) *Reposta historico-diplomatica Chancie S. M. Thentomico*

nun. Anz. v. Joachim F. u. Hubertus W. N° 13610, N° 13685.

N° 13686, N° 13695. In der Zeit von 18. 12. 1799 bis 18. 12. 1800

1798 ist es in demselben (in den gleichen) Zeitraum von 18. 12. 1799 bis 18. 12. 1800

1799 ein Schuldbrief des Hochmeisters für den

Soldnerführer Henig v. den Pferden. Beschreibung des Hochmeisters gegen den Soldnerführer und Gefolg von Gleichen. -

W T für 12. 12. 1799 im Jahr 1799 ist der Schuldbrief des Hochmeisters für den

12. 12. 1799 N° 13505

(27) Hartmann. a.a.O. N° 5.10 12. 12. 1799

12. 12. 1799

(28) Carsten. op. cit. p. 112.

(29) *Reposta*. (ii) N° 3211. S. 357. (1469)

(30) *Reposta* (ii) N° 3207-8. S. 362. (1469)

(31) *Reposta* (ii) N° 3178. 3372. 55. 359. 374. (1468-75)

(32) Und etliche schwere Gefangen haben geladen, aber Hans

Hezelekt und des Schulzogen Heideling dersum dass sic sich  
ihs unrechtes und gewalt geleget haben. Tropfen. Mar. Aktion  
der Ständetage Preußens unter des Herrschst des Deutschen Ordens.

Kreisig 1889. Bd 10 Kif 2. № 23. 24.

(30) Regesta. (1) № 4039. Hartmann. a. d. l., № 55. S. 125.

(31) Ipsi diu hanc contulimus libertatem, ut bona sua, que  
a clero nostra praecepit, venditur talibus nunc, que tene-  
at clerus mette bene competent, habent facultatem sit ut  
huius gen'ea emerint esse manu fratribus sufficiunt . . .

Kulme. Handf. Habathig. Quellen. S. 60.

(233) Hartmann. a. a. o. № 86. S. 310.

(32) Becker. Walther. : Magdeburger Rechts in der Famij.

Stuttgast 1931. S. 254. Gamse. Friz.: Geschichte des

Amts und der Stadt Soldan. S. 24.

(33) Hartmann. a. a. o. № 86. S. 310.

(34) F - S - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -  
9 - 1 - 2 - 2 - 2 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1

2 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -

- 1 - 1 - 1 - 1 -

(35) Hartmann. № 106. S. 502. № 1. S. 289. № 30. S. 105

(36) " " " " " " " " " " " " Hartmann. № 25. S. 455.

- (37) P. U. B. Bd. I. 2 Kieg. Bd 10. S. Handkarte von offn. Ab
- (38) Hartmann N° 89. S. 293.
- (39) Carsten. op. cit. p. 102.
- (40) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20
- (41) Carsten op. cit. p. 102.
- (42) Hartmann N° 36. S. 126. N° 181, S. 593. 12 Hufen in Wohl
- (43) T. rehelt Frau Elizabth in Eigentumsverteilung. Greve
- (44) Maybaum, Heinr.: Die Entwicklung der Gutsbesitztum in nordwestlichen Mecklenburg. Stralsund 1926. S. 114, 115. Ann.
- (45) Carsten op. cit. p. 118.
- (46) Weis, Erich. Der Bauernaufstand in Preussen. Erlang. 1925.
- (47) Maybaum. a.a.O., S. 21.
- (48) Hartmann N° 102. S. 293-296.
- (49) Finow, Erich.: Escape from Freedom N.Y. 1949. 12 13 14 15 16

- (37) P. U. B. Bd. I. 2 Kieg. Bd 10. S. Handkarte von offn. Ab
- (38) Hartmann N° 89. S. 293.
- (39) Carsten. op. cit. p. 102.
- (40) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20
- (41) Carsten op. cit. p. 102.
- (42) Hartmann N° 36. S. 126. N° 181, S. 593. 12 Hufen in Wohl
- (43) T. rehelt Frau Elizabth in Eigentumsverteilung. Greve
- (44) Maybaum, Heinr.: Die Entwicklung der Gutsbesitztum in nordwestlichen Mecklenburg. Stralsund 1926. S. 114, 115. Ann.